

別記 1

畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のうち、整備事業に係る補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

事業内容	補助対象者
飼養衛生管理向上施設整備	市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体 生産者の組織する団体 ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものに限る。

別記 2

農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘプタクロル残留等対策事業・農薬適正使用推進事業）に係る補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

事業内容	補助対象者
(1) 農薬の安全使用の推進	市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体 営農集団
(2) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証	
(3) 農薬残留確認調査等の実施	

別記 3

地域での食育の推進事業（一般事業）について、補助額の上限を設ける経費は、次の表に掲げるとおりとする。

補助額の上限を設ける経費	上限額
(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 ア 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 (7) 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 ア リーダー育成及び活動の促進に係る経費 (7) 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(3) 食文化の保護・継承のための取組支援 ア 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 (7) 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)

(4) 農林漁業体験の機会の提供 ア 農林漁業体験の機会の提供費 (7) 食材費(農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用)	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(5) 和食給食の普及 ア 献立の開発費 (7) 食材費 イ 食育授業費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(6) 学校給食における地場産物等活用の促進 ア 生産者とのマッチング交流会開催費 (7) 食材費(展示・試食用) イ 献立の開発及び試食会費 (7) 食材費(給食を除く(給食に付け加えた試食は可。)) ウ 食育授業費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く(給食に付け加えた試食は可。))	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(7) 共食の場における食育活動	
ア マッチング交流会開催費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
イ 共食の場の提供費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用)	事業費の上限額100万円 (補助金の上限額50万円)
(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 ア 環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)
(9) 食品ロスの削減に向けた取組 ア 食品ロス削減検討会・セミナー開催費 (7) 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	事業費の上限額50万円 (補助金の上限額25万円)

別記4

地域での食育の推進事業(補正事業)について、補助事業者の補助額の上限額は1,000万円とし、補助額の上限を設ける経費は、次の表に掲げるとおりとする。

補助額の上限を設ける経費	上限額
(1) 地域での食育の取組	
ア 共食の場における食育活動	
(7) マッチング交流会開催費 a 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円
(4) 共食の場の提供費 a 食材費(調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用)	上限額100万円かつ1人当たりの上限額1,000円
イ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援 (7) 食文化の継承・日本型食生活の実践 a 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)	上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円
ウ 農林漁業体験の機会の提供 (7) 農林漁業体験の機会の提供費 a 食材費(農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用)	上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円
(2) 学校における食育の取組	
ア 学校給食における地場農産物等活用の促進 (7) 生産者とのマッチング交流会開催費	

<ul style="list-style-type: none"> a 食材費（展示・試食用） (イ) 献立の開発及び試食会費 <ul style="list-style-type: none"> a 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。） (ウ) 食育授業費 <ul style="list-style-type: none"> a 食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。） 	<p>上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円</p>
<ul style="list-style-type: none"> イ 和食給食の普及 <ul style="list-style-type: none"> (7) 献立の開発費 <ul style="list-style-type: none"> a 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用） (イ) 食育授業費 <ul style="list-style-type: none"> a 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用） 	<p>上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ウ 農林漁業体験の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> (7) 農林漁業体験の機会の提供費 <ul style="list-style-type: none"> a 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用） 	<p>上限額50万円かつ1人当たりの上限額1,000円</p>

別記5

全道の区域にわたる事業を行う団体における交付申請書の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）にあつては、農政部生産振興局畜産振興課
- (2) 農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘプタクロル残留等対策事業・農薬適正使用推進事業）にあつては、農政部生産振興局技術普及課
- (3) 地域での食育の推進事業にあつては、農政部食の安全推進局食品政策課